

地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱事業実施要領

第 1 目的

この実施要領は、地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 22 日付け環地総発第 2601223 号。以下「交付要綱」という。）第 3 条第 6 項の規定に基づき、ブルーカーボン等の吸収源対策に係る大規模実証プロジェクトの立上げ等実施事業（以下「補助事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、2050 年ネット・ゼロの実現に資することを目的とする。

第 2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

ブルーカーボン等の温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に資する技術の開発・実証、その社会実装に向けた理解醸成及び知見の収集・検討・整理等に係る事業であり、かつ、経済性の面で民間の自主的取組だけでは進展の速度が緩やかな事業を対象とする。

（2）補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 建屋の建設（本事業の実施に伴い必要となる設備等の維持、管理に必要な必要最小限度のもので、専ら補助事業においてのみ使用し、他用途へ転用することができないものを除く。）にかかる経費
- ウ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- エ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- オ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- カ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- キ 既存施設、設備等の撤去費
- ク その他、事業の実施に関連性のない経費

（3）維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

（4）報告書の提出

ア 事業継続に係る報告

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の 3 月末において見込まれる実証事業

の進捗状況及び翌年度以降の事業計画を、別途示す様式*により作成の上、環境省が別途指定する期日までに報告し、継続の審査を受けることとする。

イ 事業終了時に係る報告

補助事業者は、補助事業の事業期間（複数年度に亘り事業を実施した場合はその最終年度）を終了した場合においては、補助事業の概要・成果、成果の発表状況、補助事業を通じた二酸化炭素の吸収・固定量の見通し、今後の社会実装に向けた技術面、コスト面及び制度面からの課題等を取りまとめ、別途示す様式*により作成の上、環境省が別途指定する期日までに報告し、事後評価を受けるものとする。

なお、補助事業を通じた二酸化炭素の吸収・固定量の見通しについては、その算定方法及び算定根拠を記入するとともに、算定根拠として使用した具体的資料を明示すること。ただし、確立された算定方法が存在しない場合においては、環境省が示す方法により算定するものとする。

第3 収益納付

交付要綱第8条第1項第十三号の規定により環境大臣が事業報告書に基づき相当の収益を生じたと認定した場合、補助事業者は、補助事業をすべて終了した年度以降の3年間について、以下の算出式による収益納付額を国に納付すること。

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

A：収益額（補助事業により取得した産業財産権等の譲渡、実施権の設定等による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計）

B：控除額（補助事業に要した経費のうち自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

（注1）相当の収益が生じた場合とは、収益額－控除額＞0の場合とする。

（注2）収益額の計算に当たっては、産業財産権等に対する補助事業の寄与が一部である場合には、公正妥当な寄与率を収益に乗じることとする。

（注3）関係経費等には、当該産業財産権等に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、必要に応じて当該産業財産権等に係る管理費等を含むことができる。

（注4）補助事業が複数年度に亘る場合は、補助対象経費、補助金確定額、補助事業に要した経費は各年度の累計とする。

（注5）収益が少額の場合や当該年度の収益が赤字の場合は、納付を求めることにより補助目的の阻害となる可能性もあるため、必要に応じて納付の猶予や免除を行うことができる。

※ 報告書の様式については、適宜指定する。

附 則

この実施要領は、令和 8 年 1 月 22 日から施行する。